

原 議 保 存 期 間 3 年
(令和10年3月31日まで)

犯罪収益移転防止法共管省庁担当課長 殿

事 務 連 絡

令 和 6 年 1 2 月 2 4 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

在留期間が満了した外国人の預貯金口座からの現金出金及び他口座への振込への対応等について

特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺については、令和6年11月末における合計被害額が1,700億円を超えるなど、極めて憂慮すべき状況にあります。こうした特殊詐欺等の中には、帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座に現金を振り込ませた上、当該外国人になりすまして当該口座から現金出金したり、他口座への振込を行ったりする手口が認められ、「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定）においても、預貯金口座の不正利用防止対策の一つとして、「帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座が、犯行に利用される実態がみられるところ、（中略）犯罪者グループ等が当該外国人になりすまして預貯金口座を悪用することのないよう、業界団体等を交えた検討を行いつつ、在留期間に基づいた預貯金口座の管理を強化するなどの対策を推進する」旨が決定されたところです。

そこで、今般、在留期間が満了した外国人の預貯金口座からの現金出金及び他口座への振込の法的整理について改めて示すとともに、当該取引に対し金融機関に求められる対応について下記のとおり取りまとめましたので、各省庁におかれましては、所管する金融機関に周知していただくとともに、必要な対応がとられるよう指導をお願いいたします。

なお、本事務連絡は、金融庁及び出入国在留管理庁と協議済みです。

記

1 在留期間が満了した外国人の預貯金口座からの現金出金及び他口座への振込の法的整理

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）は、取引の相手方が顧客に「なりすましている疑いがある場合」に特定事業者に対して特に厳格な取引時確認を求め（法第4条第2項第1号イ）、相手方が取引時確認に応じないときには特定事業者は取引に係る義務の履行を拒むことができるとする（法第5条）など、「なりすまし」等に厳しく対処するための規定を置いています。

そして、在留期間の定めのある外国人顧客については、在留期間の満了後、基本的には我が国を出国しているものと推定されることから、在留期間満了日の翌日以降に当該顧客の預貯金口座から現金出金や他口座への振込が行われる場合は、特段の事情がない限り、「なりすましている疑いがある場合」に該当し得ると考えられます。

この点、上記の「特段の事情」の有無を判断するに当たっては、特に次の2点を十分に考慮することが必要です。

すなわち、各金融機関においては、いわゆる継続的顧客管理（法第11条）の観点から、在留期間の定めのある外国人顧客に対し、取引時確認等の際に在留期間満了日の届出を求めており、さらに在留期間の更新又は在留資格の変更（以下「在留期間更新等」という。）がなされた場合にはその旨及び新たな在留期間満了日の届出を求めているところですが、在留期間更新等がなされたにもかかわらず、当該顧客がその旨の届出をしていないことがあります。

また、在留期間の定めのある外国人顧客が在留期間の満了後も引き続き我が国に在留するためには、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）上、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請（以下「在留期間更新許可申請等」という。）を行う必要がありますが、当該申請に係る処分が在留期間満了日までになされないときは、当該顧客は、当該処分がされる時又は在留期間満了日から2か月が経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間、従来の在留資格をもって我が国に在留できるとされており、在留期間が満了していても適法に我が国に在留していることがあります。

このように、在留期間が満了した外国人顧客の預貯金口座からの現金出金や他口座への振込が行われる場合であっても、当該顧客について在留期間更新等がなされたことや在留期間更新許可申請等を行っていることが確認されるなどしたときは、「なりすましている疑いがある場合」に該当しないと考えられます。

なお、預貯金口座からの自動引落しや自動送金等の取引については、事前の契約に基づいて行われるものであり、契約後の個々の取引においては口座名義人の個別の意思が介在しないことから、それらが口座名義人の在留期間満了日の翌日以降に行われる場合であっても、その事実のみでは「なりすましている疑いがある場合」に該当するとはいえないと考えられます。また、海外に居住する顧客の利用も想定される預貯金口座に係るインターネットバンキングによって行われる取引についても、口座名義人が日本に現に在留していなくても行うことができる取引であることから、それが口座名義人の在留期間満了日の翌日以降に行われる場合であっても、その事実のみでは「なりすましている疑いがある場合」に該当するとはいえないと考えられます。

2 在留期間が満了した外国人の預貯金口座からの現金出金及び他口座への振込への対応

(1) 適切な確認

各金融機関においては、在留期間が満了した外国人顧客の預貯金口座からの現金出金や他口座への振込が行われる場合には、①在留カード表面の在留期間満了日、②在留カード裏面の在留期間更新等許可申請欄又は出入国在留管理庁からの申請受付に係るメール等により、当該顧客について在留期間更新等がなされたことや在留期間更新許可申請等を行っていること等の上記1の「特段の事情」の有無を確認していただく必要があります。

これにより、当該顧客が適法に我が国に在留していることが確認されたときは、他に特段の疑わしい事情がない限り、速やかに当該取引に応じていただくことを想定しています。

一方、当該顧客と自称する者の説明を聴取するなどし、その者が当該顧客に「なりすましている疑いがある場合」に該当すると判断したときは、法第4条第2項の厳格な取引時確認を行っていただく必要があります。

(2) 確認されるまでの措置

上記1の法的整理を踏まえ、各金融機関においては、外国人顧客の在留期間満了日の翌日以降、在留期間更新等がなされたことや在留期間更新許可申請等を行っていること等の上記1の「特段の事情」があることが確認されるまでの間に当該口座からの現金出金や他口座への振込が行われないよう、事前に必要な制限措置を講じていただく必要があります。

この点、在留期間更新等がなされたことや在留期間更新許可申請等を行っていること等を金融機関において確認した場合には、速やかに制限措置を解除していただく必要があります。

なお、上記制限措置を講じるに当たり必要となるシステム改修等については、可及的速やかに行っていただく必要があります。